

宣陽門院の院号をめぐる議論について

—「院号定部類記」を中心に—

長 田 郁 子

はじめに

皇女や后が院号を宣下されて女院となる際、どのような院号にするかを議論し決定するために「院号定」と呼ばれる会議が開かれた。「院号定部類記」とは、院号定に関する記事を古記録から集めたものである。

女院号と院号定に関する研究の先駆けとなったのは、一九七〇年代に発表された橋本義彦氏の論考であろう⁽¹⁾。しかし、野村育世氏が指摘するように長らく橋本氏に続く研究はなく⁽²⁾、二〇〇七年になって女院号の決定過程とその議論を論じた高松百香氏の論考が発表された⁽³⁾。また、近年では野口華世氏によって女院領の形成と院号宣下の関係が論じられた⁽⁴⁾。

「院号定部類記」については、宮内庁書陵部編『図書寮典籍解題 続歴史篇』(一九五一年、以下『図書寮解題』とする)および木本好信氏の研究⁽⁵⁾があるほか、最近では、女院と女院領の研究を進めて来た野口華世氏の論考がある⁽⁶⁾。また、二〇一七〜一九年度科学研究費助成事業基盤研究(C)(一般)「女院からみる中世王権の特徴―院号宣下の背景と経緯の検討を通して―研究成果報告書」(二〇二〇年三月、以下「科研報告書」とする)、および東京大学史料編纂所研究成果報告二〇二一―一七「院号定部類記」に関する研究」(二〇二二年三月、以下「共同研究報告書」

とする)において「院号定部類記」の全文が翻刻された。

ところで「院号定部類記」には、系統の異なるいくつかの写本がある。『図書寮解題』では宮内庁書陵部所蔵の三種類の写本が挙げられているが、そのうちの「六冊本」と「科研報告書」および「共同研究報告書」が底本とした「内閣文庫本」は、全く同じ系統の写本であることが明らかにされた⁽⁷⁾。つまり『図書寮解題』の「六冊本」に関する記述は、「内閣文庫本」にも該当するのである。『図書寮解題』には、女院ごとにその引用書目一覧が掲載されているが、これは「内閣文庫本」について検討する際にも有用と言えよう。そこで本稿では、科研報告書と共同研究報告書をもとに、あらためて「院号定部類記」の引用書目の検証を行い、そこから明らかになったことを述べて行きたい。

一、「院号定部類記」の引用書目と条文について

「院号定部類記」には、最初の女院である東三条院から三十六番目の室町院まで三十五人の女院の院号定の記事が集められている⁽⁸⁾。東三条院から七番目の高陽院までは、すでに木本氏によって「院号定部類記」所収の条文一覧が作成されているので、本稿では、八番目の美福門院から最後の室町院までの条文を一覧にした(後掲の表:「院号定部類記」引

用書目および条文一覧)。その際、今後の研究の利便性を考慮し、木本氏が対象とした七女院も含めて「院号定部類記」に記載されている全女院について、引用書目と条文を一覧表にしている。

『図書寮解題』の引用書目一覧が有用であることは野口氏が指摘する通りだが、一覧表を作成したことにより、若干だが、抜けている書目があることなどが分かった(一覧表では★を付した)。例えば、上東門院の項では、左経記の一部の条文が「左経記」ではなく「経頼記」と表記されているが、このことは書目一覧には反映されていない。また、陽明門院の項では、江記の条文の一部を不知記と判断して書目一覧に記載している。木本氏が指摘するように、「院号定部類記」の二条院以前の記事は、採用された書目ごとに体系的に配列されていない。このため引用書目一覧を作成した際に混乱が生じたと考えられる。また、郁芳門院については左経記が書目一覧から抜けており、木本氏が検討対象に含めなかった美福門院以降の女院についても抜けている書目がある。書目一覧を利用する際には注意が必要だろう。

さて、「院号定部類記」の全女院について引用書目と条文を一覧表にした結果、以下のことが明らかになった。二十四番目の陰明門院までは引用書目の種類も条文も豊富だが、陰明門院の次の嘉陽門院以降は引用書目のほとんどが「番記」か「外記日記」で、所収された条文が少ない上に条文そのものが短い。例外は二十六番目の東一条院の項の「信盛卿記」で、院号定だけでなく殿上始の詳しい記事が所収されている。木本・野口両氏が指摘するように、「院号定部類記」は、院号定当日だけでなく、その後の殿上始・御幸始までの記事を集めている場合が多い。しかし嘉陽門院以降の女院で引用されている「番記」と「外記日記」には、殿上始・御幸始の記事が無い。「番記」は藏人が、「外記日記」は外記がそれぞれの職務として記録した日記であるから、女院になった後の行事であ

る殿上始・御幸始の記事が「番記」と「外記日記」に無いのは当然と言える。後掲の表が示しているように嘉陽門院以降の女院の「院号定部類記」は、引用書目がほぼ「番記」か「外記日記」に限られるため、殿上始・御幸始の記事が所収されていないと考えられる。

陰明門院までの引用書目と条文が豊富な点に関しては、『図書寮解題』および木本・野口両氏の指摘が興味深い。すなわち「院号定部類記」は、承元四年(一一二〇)に中原師方が部類したものをも元として、鎌倉中期に日野家の人々が更に編集した部類記を、嘉元二年(一一三〇四)に金沢貞顕が日野俊光本から書写したものであり、旧金沢文庫本であった。これらの指摘は、「院号定部類記」の以下の二つの奥書によるものである。

第一冊(「上東門院」の項 末)

「嘉元二年十二月二日、以前藤中納言／俊光卿本書写校合訖、／貞顕」
第二冊(「郁芳門院」の項「時範記」末)

「承元四年三月十日 部類畢、／大外記師方／一見之次加首書畢、」
注目したいのは、「院号定部類記」が作成されたのが承元四年三月十日だということである。この直後の三月十九日に、土御門天皇の中宮である大炊御門頼実の女麗子が院号宣下され陰明門院となった。「院号定部類記」は、陰明門院の院号宣下の際に作成されたと考えるのが妥当であろう¹⁰。そして、陰明門院の次に院号宣下された嘉陽門院以降の女院については、前述したように引用書目と条文の在り方に明らかな変化が見られる。先行研究が鎌倉中期に日野家の人々によって更に編集されたと指摘するのは、主に嘉陽門院以降の女院だと考えられよう。

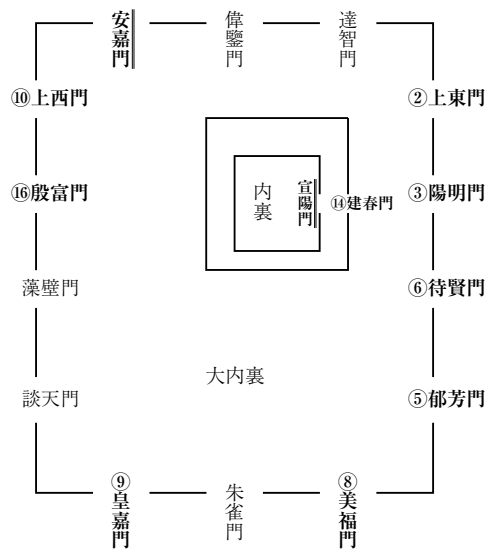
二、「院号定部類記」と『玉葉』

前述したように、承元四年三月十日に「部類畢」とある「院号定部類記」には、その当時に存在した古記録から院号定に関する記事が集めら

れた。しかし、承元四年に存在し現在にも伝来しているものの、「院号定部類記」に条文が採用されなかった古記録もある。その一つが、女院に関わる研究でもよく用いられる九条兼実の『玉葉』である。『玉葉』の女院に関する記事では、後白河院の皇女親子内親王（宣陽門院）の院号宣下について、「非_二后位_一非_二母儀_一蒙_二院号_一之例、今度始也、然而時義之所_レ推、不_レ及_二是非_一者歟」と批判的に述べているものが知られている。そこで、宣陽門院の院号宣下に関する記事を、「院号定部類記」宣陽門院の項と『玉葉』を比較しながら検討して行きたい。

「院号定部類記」の各女院の記事の内容は、野口氏が指摘するように、院号の決定とともに、院司の決定、后位の象徴である衛府の陣屋や火炬屋などの撤去、院号宣下後の殿上始や御幸始にまで及ぶ場合も多い。ここでその全てを検討することはできないので、対象を院号定の最大の目的である女院号の決定に絞って検討する。宣陽門院という院号について

図1 宮城門の略図

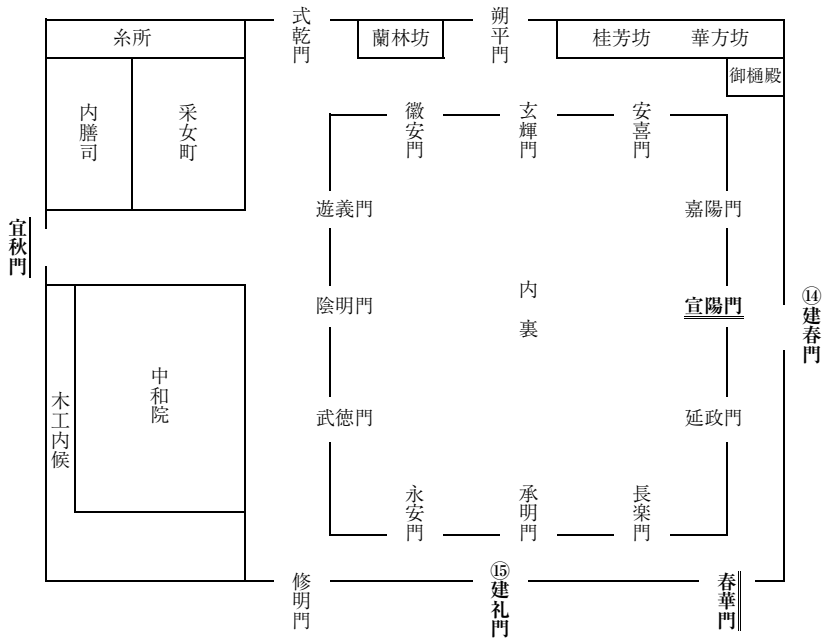


出された意見を見て行きたい。

まずは宣陽門院の院号宣下当日の『玉葉』建久二年六月二十六日条を見て行こう。この時撰政だった兼実は、院の使者として訪れた藤原資実より宣陽門院を推す意見が多いことを知らされた。しかし兼実は、「被_レ用_二中門之号_一、未_レ有_二先例_一、安嘉・宣秋等之門如何」と宣陽門が「中門」であることを理由に宣陽門院という院号に反対し、宮城門である安嘉門および内裏の外郭の門である宣秋門を候補に挙げている。図1で示したように、内裏は三重の囲いに囲まれており、その最も外側が大内裏の周囲の大垣で、そこに設けられたのが安嘉門など宮城門と呼ばれる門である。次いで図2にあるように内裏や中和院を囲む内裏の外郭があり、宣秋門等の門が設けられた。さらにその内側にある囲いが内裏の内郭で、宣陽門をはじめとする十二の門が設けられている。『玉葉』では、この内裏の内郭の門を「中門」としているが、兼実は先例が無いという理由で「中門」を院号に用いることに反対したのである。

このような兼実の考えは、宣陽門院の二人前の女院である殷富門院の院号定の時から一貫している。殷富門院とは、後白河院の皇女亮子内親王のことで、院号宣下時は安徳・後鳥羽両天皇の准母であった。『玉葉』文治三年六月二十八日条には「宣陽門者、内裏之中門也、無_レ例如何、」とあり、兼実は、内裏の「中門」である宣陽門は前例がないと反対している。そもそも兼実は、内裏の門を女院号とすることに批判的であった。『玉葉』の同日条に「建春門・建礼門被_レ用_二内裏_一、是偏新儀也、建春門院雖_二吉例_一、建礼門不吉也、何況於_二中門_一者已無_レ例、仍被_レ用_二殷富門_一、」とあるように、内裏の外郭の門を用いた建春門院と建礼門院（図2）にも批判的で、先例のない「中門」を用いた宣陽門院などなんでもないとし、宮城門である殷富門院（図1）を推している。そして「若猶可_レ被_レ用_二内裏門_一者、宣秋門宜歟、」とあるように、内裏の門

図2 内裏門の略図



※『平安時代史事典』を参考に作成

太字は宣陽門院以前に女院号に使用された門で、丸数字は女院になった順番を示す
宣陽門院の院号宣下の際に候補に挙げられた門に二重線を引いた

を用いるならば、(外郭の門である)宜秋門を挙げている。しかし最終的には「可_レ被_レ用_レ門者、宮城門可_レ然也、_レ」としており、宮城門を女院号とするべきであるとの考えであった。

一方、院号定ではどのような意見が出されたのだろうか。「院号定部類記」宣陽門院の項には「家記」「山丞記」「外記歟」と三つの古記録が

所収されている。⁽¹³⁾「外記歟」建久六年六月二十六日条によれば、宣陽門院の院号定に出席した公卿は十七名である。「外記歟」には、候補となった院号や誰がどのような院号を提案したかは記されていないが、「家記」では十七名中十五名、「山丞記」では十七名中十六名の提案した院号が判明する。複数の候補を挙げている場合もあるが、出席した公卿のほとんどが宣陽門院を候補に含めている。すなわち「家記」では十五名中十四名、「山丞記」では十六名中十五名が宣陽門院を候補に挙げていることがわかる。宣陽門院を挙げなかったのは藤原定能ただ一人で、宜秋門院を候補に挙げているが、特に理由等は記されていない。むしろ、兼実が問題視する宣陽門について、以下のように何の問題があるのかという意見が出された。「家記」建久六年六月二十六日条には、右兵衛督藤原兼光の意見として「宣陽門雖_レ為_二宮内門_一、建春門近_レ為_二佳例_一、被_二計用_一何事有哉」とあり、右大将大炊御門頼実は「宣陽門雖_二内陣_一又何事候哉」と延べ、左大臣三条実房は「宣陽門可_レ宜、雖_レ為_二内陣_一中重有_レ例、何不_二因准_一哉」としている。

一方、殷富門院の院号定の際には公卿達の意見はどうだったのだろうか。「院号定部類記」殷富門院の項によれば、院号定に参加したのは、遅参した源宰相中将(通資)を含めて十二名で、そのうち少なくとも十名が宣陽門を候補として挙げている。宣陽門は「第三重」⁽¹⁵⁾との指摘はあるものの、さほど問題視されておらず、院号定に出席した公卿の多くが宣陽門院を候補とした。兼実が推した殷富門院を挙げたのは六名に過ぎなかったが、結局この時は、殷富門院が採用された。

以上で見て来たように、兼実の考えは、女院号に門を用いるなら宮城門を用いるべきである、もし内裏の門を用いるのならば外郭の門にするべきで「中門」(内郭の門)は用いるべきではない、というものであった。しかし、殷富門院および宣陽門院の院号定を見る限り、こうした兼実の

考え方は、他の公卿達にも共通する認識ではなく、兼実独自の考えであったと言えよう。

おわりに

宣陽門院の院号宣下に対して否定的な兼実だが、宣陽門院以前にも、父忠通の養女である呈子が院号宣下され九条院となった際に、批判的な記事を書き残している。『玉葉』仁安三年三月十二日条の「以_二皇太后宮_一為_二院号_一云々、未曾有事也、末代朝政皆如_レ此、非国母并太上皇・執柄等女異体后宮院号、凡言語不_レ及事也、可_レ謂_二幸人々_一也」という記事は、前述の『玉葉』建久二年六月二十六日条と並んで、女院に関する研究ではしばしば引用されて来た。⁽¹⁶⁾しかし本稿で見て来たように、『玉葉』に記された兼実の考えが、必ずしも当時の貴族社会における共通認識ではなく、彼独自のものであることが明らかになった以上、このような女院観も、当時の貴族社会において共通の認識だったわけではなく、兼実独自の意見であった可能性が考えられる。平安末期から鎌倉初期を研究する上で『玉葉』は引用しやすい史料ではあるが、『玉葉』に見られる兼実の独自性を念頭に置きながら、筆者も含めて今一度『玉葉』を読み直して行くことが求められるのではないだろうか。

最後に、「院号定部類記」に『玉葉』が所収されなかった点に言及しておきたい。当然のことではあるが、「院号定部類記」を作成した中原師方が『玉葉』を入手できなかった、と考えることはできる。しかし本稿で見て来たように、『玉葉』には兼実独自の考えが記されている点から、敢えて「院号定部類記」に採用しなかった可能性を考えたい。橋本義彦氏によれば、部類記は、恒例の朝儀公事ではなく院号定のような臨時の朝儀公事に関して盛んに作成された。恒例の朝儀公事のように材料を自己または先祖の日記等の限られた範囲に求めるのでは不十分であり、広

く多数の記録から事例を蒐集する必要があったこと等が作成の背景にあったとされる。⁽¹⁷⁾「院号定部類記」はその場限りの書物ではなく、後々まで参照されることを前提として作成されたのである。このような「院号定部類記」に、記主独自の考えが記された『玉葉』はそぐわなかったのではないだろうか。また「院号定部類記」の各女院の項には、院号定に出席した公卿名が列挙されている。⁽¹⁸⁾摂政である兼実は院号定に参加していないので、『玉葉』に院号定の出席者が記されていないのは当然とも言えるが、『玉葉』には「院号定部類記」が求める記事がなく、敢えて採用しなかったのではないか。この点については、他の女院の条文の詳しい検討が必要となる。今後の課題である。

なお、「院号定部類記」に採用された記事の性格については、皇嘉門院の記事がないことにもつながるのではないか。現存する古記録で皇嘉門院の院号定の記事があるのは『台記』だが、院号定に参加した公卿の名は列挙されておらず、「院号定部類記」に収録された条文とは方向性が違う。あくまで推測だが、皇嘉門院の院号定については、「院号定部類記」に収録すべき記事が見つからなかった可能性が考えられよう。

註

- (1) 橋本義彦「女院の意義と沿革」(『平安貴族社会』平凡社、一九八六年。初出は一九七八年)。
- (2) 野村育世「女院についての研究史と本書の位置」(『家族史としての女院論』序章第二節、校倉書房、二〇〇六年)。
- (3) 高松百香「平安貴族社会における院号定―女院号の決定過程とその議論」(服藤早苗編『女と子どもの王朝史』森話社、二〇〇七年)。
- (4) 野口華世「鎌倉時代の女院と女院領―その前提と意義―」(細川涼一編『生活と文化の歴史学7 生・成長・老い・死』竹林舎、二〇一六年)。
- (5) 木本好信「院号定部類記」―上東門院彰子の出家と道長―(『平安朝

「官人と記録の研究」おうふう、二〇〇〇年。初出は一九八一年。以下、木本氏の見解は本論文による。

(6) 野口華世「院号定部類記」をめぐる一考察―女院号宣下時の史料の検討―(『史聚』五三号、二〇二〇年)。以下、特に断らない限り野口氏の見解はこれによる。

(7) 前掲註6野口論文。宮内庁書陵部所蔵の「六冊本」も「内閣文庫本」も水野忠邦旧蔵本もしくはその系統の本である。このため野口氏は、両本を区別なく述べる際には「水野本」としている。

(8) 九番目の女院である皇嘉門院のみ記事の記載がない。共同研究報告書でも指摘しているように、なぜ抜けているのかは今後の課題である。

(9) 「番記」とは、清涼殿の殿上の間に候する蔵人が記録した殿上日記のことで、六位蔵人が当番を組んで筆録したので、「番日記」または「番記」ともいう。橋本義彦「外記日記と殿上日記」(『平安貴族社会の研究』吉川弘文館、一九八六年)および『国史大辞典』「殿上日記」項を参照。

(10) 部類記の変遷と性格については、橋本義彦「部類記について」(『平安貴族社会の研究』吉川弘文館、一九八六年)を参照。

(11) 『玉葉』建久二年六月二十六日条。

(12) 伴瀬明美「后が院号宣下を受けたとき何がおこるか―后と女院の間を考える―」(『科研報告書』二〇二〇年)。

(13) 「家記」が「兼光卿記」であることは国文学研究資料館の新日本古典籍総合データベース(<https://kotensokinji.ac.jp>)で公開されている画像(所蔵は宮内庁書陵部)で確認した。また、「外記歟」とあるが、他の女院の外記日記の記事の内容と比較して「外記」と判断して差し支えないと考える。

(14) 「院号定部類記」宣陽門院の項所収「家記」には「右衛門督」とあるが、同「山丞記」および前掲註13データベースの画像より右兵衛督の誤りであることがわかる。

(15) 図1で示したように、内裏は三重の囲いに囲まれている。宣陽門はその最も内側の内裏の内郭に設けられた門で、「第三重」はそのことを指している。

(16) 筆者もかつて「鎌倉前期における宣陽門院の動向とその院司・殿上人について」(『文学研究論集』第二号、二〇〇四年)において建久二年六月二十六日条を引用している。

(17) 前掲註10橋本論文。

(18) 「院号定部類記」の特徴として、二番目の上東門院以降の全ての女院について、誰が院号定に出席したか記されている点があげられる。すでに本稿で指摘したように、嘉陽門院以降は、引用書目のほとんどが「番記」か「外記日記」で、所収された条文が少ない上に短い。院号定の出席者が列挙されている点は共通する。このような「院号定部類記」の特徴については、後考を期したい。

「付記」本稿は、東京大学史料編纂所共同利用・共同研究拠点における一般共同研究(二〇二一年度)「院号定部類記」の共同利用に向けての調査・研究・公開―東山御文庫本系諸本を中心に―の成果の一部である。

表：「院号定部類記」引用書目および条文一覧

- ・外記・外記記は木本論文に従って外記日記で統一した。
- ・引用書目の項の★は図書寮解題に記載がないもの。
- ・年月日のみ記載されていて筆者が不知記と判断したのものには [] を付した。
- ・備考の各記録の記主名は基本的に「図書寮解題」による。

通番	女院名	院号宣下年月日／西暦	引用書目	条文年月日	備考
1	東三条院	正暦2年9月16日 (991)	★野右記		入内～崩御の経歴を年月日を入れて記述
			外記日記	正暦2年9月16日	
			後小記	正暦2年9月16日	後小記→実資カ
				正暦2年10月15日	
				正暦2年10月28日	
		正暦2年11月3日			
2	上東門院	万寿3年正月19日 (1026)	宇治殿御記	万寿3年4月27日	宇治殿御記→頼通
			野右記	万寿3年正月17日	野右記→実資
				万寿3年正月19日	
			権記	万寿3年正月19日	
			不知記	万寿3年正月19日	
			左経記	万寿3年正月17日	経頼記は左経記のことだが別立てで収録
				万寿3年正月19日	
			★経頼記	万寿3年正月19日	
				万寿3年3月26日	
左経記	万寿3年4月27日				
外記日記	万寿3年正月19日				
3	陽明門院	治暦5年2月17日 (1069)	土記	延久元年2月17日	4月13日改元 土記→師房
				延久元年3月1日	
				延久元年3月8日	
			不知記	延久元年2月17日	
			大右記	延久元年3月1日	大右記→俊家
			但州記	治暦5年2月17日	但州記→隆方
				治暦5年3月1日	
			江記	治暦5年2月15日	図書寮解題では不知記
				治暦5年2月17日	
				治暦5年2月15日	
				治暦5年2月17日	
			左経記	治暦5年2月17日	
			不知記	治暦5年2月17日	
治暦5年3月1日					
外記日記	治暦5年2月17日				
4	二条院	延久6年6月16日 (1074)	澄池記	承保元年6月12日	8月23日改元 澄池記→教通
				承保元年6月16日	
			都記	承保元年6月16日	都記→经信
			隆方朝臣記	承保元年6月16日	
				承保元年7月10日	
			左経記	延久6年6月16日	
			大府卿記	延久6年6月16日	
延久6年7月10日					
外記日記	承保元年6月16日				

通番	女院名	院号宣下年月日／西暦	引用書目	条文年月日	備考	
4	二条院	延久6年6月16日 (1074)	★肥記	承保元年6月16日		
				承保元年6月20日		
			大右記	承保元年6月16日		
5	郁芳門院	寛治7年正月19日 (1093)	外記日記	寛治7年正月19日	帥大納言記→経信	
			帥大納言記	寛治7年正月16日		
				寛治7年正月19日		
				寛治7年正月22日		
				寛治7年正月23日		
				寛治7年正月24日		
				寛治7年正月25日		
			江記	寛治7年正月19日		
				寛治7年正月20日		
				寛治7年正月21日		
				寛治7年正月23日		
				寛治7年正月25日		
				寛治7年正月26日		
			時範記	寛治7年正月11日		
				寛治7年正月19日		
				寛治7年正月20日		
				寛治7年正月21日		
				寛治7年正月25日		
				寛治7年2月10日		
				寛治7年2月12日		※1
			★左経記	寛治7年正月19日		
寛治7年正月20日						
寛治7年正月22日						
寛治7年正月25日						
6	待賢門院	天治元年11月24日 (1124)	不知記	天治元年11月24日	右大記→雅兼	
				天治元年12月26日		
			朝隆卿記	天治元年11月24日		
			中右記	天治元年11月4日		
				天治元年11月12日		
				天治元年11月24日		
				天治元年12月1日		
				天治元年12月26日		
			治部卿入道記	天治元年11月24日		
				天治元年12月1日		
			右大記	天治元年11月24日		
				天治元年12月1日		
			大外記師遠記	天治元年11月24日		
				天治元年12月1日		
				天治元年12月26日		
大蔵少輔祐隆記	天治元年11月24日					
	天治元年12月1日					
	天治元年12月6日					
	天治元年12月26日					
民部卿記	天治元年12月1日	民部卿記→顕頼				

(27) 宣陽門院の院号をめぐる議論について (長田)

通番	女院名	院号宣下年月日／西曆	引用書目	条文年月日	備考
6	待賢門院	天治元年11月24日 (1124)	師時卿記	保安5年3月30日 天治元年11月24日	
7	高陽院	保延5年7月28日 (1139)	外記日記	保延5年7月28日 保延5年8月9日 保延5年8月20日	
			朝隆記	保延5年8月9日	
8	美福門院	久安5年8月3日 (1149)	外記日記	久安5年8月3日 久安5年10月2日 久安5年10月10日	
			桂入記	久安5年7月23日 久安5年7月25日 久安5年8月3日 久安5年10月2日 久安5年12月3日 久安5年12月4日 久安5年12月16日	桂入記→光頼
			大禪記	久安5年7月23日 久安5年7月28日 久安5年7月29日 久安5年8月1日 久安5年8月2日 久安5年8月3日 久安5年8月4日 久安5年8月5日 久安5年8月6日 久安5年8月7日 久安5年8月17日 久安5年9月3日 久安5年9月10日 久安5年9月13日 久安5年10月1日 久安5年10月2日 久安5年10月3日 久安5年10月4日 久安5年10月5日 久安5年10月6日 久安5年10月9日 久安5年10月10日	大禪記→惟方
			中民記	久安5年8月3日 久安5年8月4日 久安5年8月5日 久安5年8月6日 久安5年8月7日 久安5年8月8日 久安5年8月30日 久安5年9月1日 久安5年9月29日	中民記→顯時

通番	女院名	院号宣下年月日／西暦	引用書目	条文年月日	備 考	
8	美福門院	久安5年8月3日 (1149)	中民記	久安5年10月2日 久安5年10月6日 久安5年10月10日	中民記→顕時	
			不知記	久安5年8月3日		
9	皇嘉門院	久安6年2月27日 (1150)	なし			
10	上西門院	保元4年2月13日 (1159)	成頼記	保元4年2月12日 保元4年2月13日 保元4年2月19日	4月20日改元	
			私記	平治元年2月13日 平治元年2月19日 平治元年2月25日		
11	八条院	応保元年12月16日 (1161)	成頼記	応保元年12月14日 応保元年12月16日		
			為親記	応保元年12月16日 応保元年12月17日		
			★外記日記	応保元年12月16日		
			私記	応保元年12月16日		
			[不知記]	応保元年12月16日		
			顕時卿記	応保元年12月16日 応保元年12月26日		
12	高松院	応保2年2月5日 (1162)	成頼記	応保2年2月5日 応保2年2月8日	右暦記→為親	
			右暦記	応保2年正月24日 応保2年2月3日 応保2年2月5日 応保2年2月7日 応保2年2月8日 応保2年2月10日 応保2年2月11日 応保2年2月13日 応保2年2月14日 応保2年2月17日		
			外記日記	応保2年2月5日		※2
			不知記	応保2年2月5日 応保2年2月8日		
			中民記	応保2年2月5日 応保2年2月14日		
			山槐記	応保2年2月5日 応保2年2月8日		
			★角金記	応保2年2月5日 応保2年2月9日		
			13	九条院		仁安3年3月14日 (1168)
角金記	仁安3年3月13日 仁安3年3月14日					
平信記	仁安3年3月14日					
外記日記	仁安3年3月14日					

通番	女院名	院号宣下年月日／西暦	引用書目	条文年月日	備 考	
14	建春門院	嘉応元年4月12日 (1169)	成頼記	嘉応元年4月8日		
				嘉応元年4月9日		
				嘉応元年4月12日		
				嘉応元年4月19日		
			為親記	嘉応元年4月11日		
				嘉応元年4月12日		
				嘉応元年4月19日		
			平兵部記	嘉応元年4月12日		平兵部記→信範
				嘉応元年4月19日		
				嘉応元年6月5日		
私記	嘉応元年4月12日	『図書寮解題』は礼記とする。				
	嘉応元年4月19日					
15	建礼門院	養和元年11月25日 (1181)	経房卿記	養和元年11月25日		
			山丞記	養和元年11月24日		山丞記→定長
				養和元年11月25日		
				養和元年12月1日		
				養和元年12月4日		
				養和元年12月13日		
			私記	養和元年11月25日		
				養和元年12月1日		
				養和元年12月13日		
			16	殷富門院		文治3年6月28日 (1187)
家記	文治3年6月28日	家記→兼光カ				
山丞記	文治3年7月25日					
外記日記	文治3年6月28日					
不知記	文治3年6月28日					
	文治3年7月6日					
17	七条院	建久元年4月22日 (1190)	山丞記	建久元年4月22日		
				建久元年6月19日		
				建暦元年3月23日		
			不知記	建久元年4月22日		
			不知記	建久元年4月19日		
				建久元年4月23日		
建久元年8月7日						
18	宣陽門院	建久2年6月26日 (1191)	家記	建久2年6月26日		
			山丞記	建久2年6月26日		
				建久2年7月9日		
				建久2年7月13日		
			外記日記	建久2年2月26日		『図書寮解題』は「外記歟」とするが記載内容から外記日記と判断した。
建久2年7月9日						
19	宜秋門院	正治2年6月28日 (1200)	帥入道殿御記	正治2年6月28日	帥入道殿御記→資実	
			外記日記	正治2年6月28日		
				正治2年10月19日		
				正治2年10月28日		
			重長朝臣記	正治2年6月28日		
				正治2年10月19日		

通番	女院名	院号宣下年月日／西暦	引用書目	条文年月日	備考
20	承明門院	建仁2年正月15日 (1202)	帥入道殿御記	建仁2年正月15日	
			外記日記	建仁2年正月15日	
				建仁2年正月27日	
				建仁2年2月2日	
不知記	建仁2年正月15日				
	建仁2年2月2日				
21	坊門院	建永元年9月2日 (1206)	外記日記	建永元年9月2日	
			外記日記	建永元年9月2日	首付に従い「外記」としたが不知記の可能性有
			不知記	建永元年9月2日	
22	修明門院	建永2年6月7日 (1207)	外記日記	承元元年6月7日	10月25日改元
			頼平卿記	承元元年6月22日	
			不知記	建永2年6月7日	不知記→資実カ
			(外記日記)	承元元年6月7日	『凶書寮解題』は「外記歟」としており要検討
承元元年6月17日					
承元元年6月22日					
23	春華門院	承元3年4月25日 (1209)	番記	承元3年4月25日	
			外記日記	承元3年4月25日	
24	陰明門院	承元4年3月19日 (1210)	番記	承元4年3月19日	
			頼平卿記	承元4年4月9日	
			藏人盛良記	承元4年3月23日	
			外記日記	承元4年3月19日	
			[不知記]	承元4年3月19日	
25	嘉陽門院	建保2年6月10日 (1214)	番記	建保2年6月10日	
			★外記日記	建保2年6月10日	
			[不知記]	建保2年6月10日	
26	東一条院	承久4年3月25日 (1222)	信盛卿記	承久4年3月25日 貞応元年4月16日	4月13日改元
			外記日記	承久4年3月25日	
27	北白河院	貞応元年7月11日 (1222)	番記	貞応元年7月11日 貞応元年8月2日	
			外記日記	貞応元年7月11日	
28	安嘉門院	貞応3年8月4日 (1224)	外記日記	貞応3年8月4日	
29	安喜門院	嘉祿3年2月20日 (1227)	番記	嘉祿3年2月20日	
			外記日記	嘉祿3年2月20日	
30	鷹司院	寛喜元年4月18日 (1229)	番記	安貞3年4月18日	3月5日改元
			外記日記	安貞3年4月18日	
31	藻壁門院	貞永2年4月3日 (1233)	番記	貞永2年4月3日	
			外記日記	貞永2年4月3日	
32	明義門院	嘉禎2年12月21日 (1236)	番記	嘉禎2年12月21日	
			外記日記	嘉禎2年12月21日	
			大外記師光記歟	嘉禎2年12月21日	
33	式乾門院	延応元年11月12日 (1239)	外記日記	延応元年11月12日	
34	宣仁門院	仁治4年2月23日 (1243)	外記日記	仁治4年2月23日	
35	正親町院	寛元元年6月26日 (1243)	番記	寛元元年6月26日	

(31) 宣陽門院の院号をめぐる議論について (長田)

通番	女院名	院号宣下年月日／西暦	引用書目	条文年月日	備 考
36	室町院	寛元元年12月14日 (1243)	番記	寛元元年12月14日	

※1 本本論文には記載なし。首付および『大日本史料』（第三編九冊補遺）寛治七年二月十日条より判断した。
 ※2 首付に従って『図書寮解題』は「私記」「外記」ともに採録するが、記載内容から外記日記と判断した。